



各 位

会 社 名 GMOアドパートナーズ株式会社  
 代 表 者 代表取締役社長 高橋 信太郎  
 (コード番号：4784 東証 JASDAQ)  
 問 合 せ 先 取締役 森竹 正明  
 (TEL：03-5728-7900)

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 19 日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 27 年 1 月 1 日付で持株会社体制へ移行いたしました。この移行にともない、定款第 3 条に定める事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化を図るため、定款第 20 条に定める取締役の員数の上限を 1 名増員し、10 名から 11 名に変更するものです。
- (3) 迅速かつ機動的な資本政策の立案ならびに実行を図り、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、定款第 52 条の変更を行うものであります。
- (4) 株主様に対する経営成果の利益還元となる配当をタイムリーに実現できるよう、将来の四半期配当実施を見越し、定款第 53 条の変更を行うものであります。
- (5) その他、語句の修正等所要の変更を加えるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  1. ～13. (条文省略) (新 設)	第 3 条 (目的) 1. <u>当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること、ならびにこれに付帯または関連する一切の業務を行うことを目的とする。</u> (1)～(13) (現行どおり) 2. <u>当社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の業務を営むことができる。</u>
第 12 条 (招集時期) 当社の定時株主総会は、 <u>営業</u> 年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	第 12 条 (招集時期) 当社の定時株主総会は、 <u>毎事業</u> 年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
第 20 条 (取締役の員数) 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	第 20 条 (取締役の員数) 当社の取締役は <u>11</u> 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 52 条 (期末配当の基準日)  <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u></p>	<p>第 52 条 (剰余金の配当等の決定機関)  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>第 53 条 (中間配当)  <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u>  (新 設)</p>	<p>第 53 条 (剰余金の配当の基準日)  <u>1. 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日、12 月 31 日とする。</u>  <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第 54 条 (配当金の除斥期間等)  1. (条文省略)  2. <u>前項の金銭</u>には利息を付けない。</p>	<p>第 54 条 (配当金の除斥期間等)  1. (現行どおり)  2. <u>未払の配当金</u>には利息を付けない。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 27 年 3 月 19 日 (木)  
平成 27 年 3 月 19 日 (木)

以 上